

## 船舶事故調査報告書

平成28年4月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年12月20日 08時30分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市海瀨島北北東方沖 海瀨島灯台から真方位026° 1,600m付近 (概位 北緯35° 13.5′ 東経139° 44.6′)
事故の概要	プレジャーボートWendy&KAZUは、南東進中、また、プレジャーボートY M B A Iは、錨泊中、両船が衝突した。 Wendy&KAZUは、右舷船首部等に擦過傷等を生じ、また、Y M B A Iは、船首部に破口を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月21日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート Wendy&KAZU、5.8トン 235-50534 神奈川、個人所有 B プレジャーボート Y M B A I、5トン未満（長さ3.64m） 235-40933 神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船首部等に擦過傷及び欠損 B 船首部に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約3.4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 太陽の方位及び高度：真方位約136° 及び約16°
事故の経過	A船は、釣り場に向けて約11ノットの対地速力で南東進中、船長Aが手動操舵につき、同乗者Aが船長Aの左隣に立って2人で見張りを行っていたところ、衝撃音が聞こえたので、主機を中立とした。 船長Aは、海瀨島北方沖を航行中、太陽光の海面反射により船首方が眩しく、右舷船首方の他船2隻は見えしたが、B船に気付かなかった。 B船は、船外機を停止し、船首を北方に向け、船長Bが船尾に、同乗者Bが船体のほぼ中央にそれぞれ腰を掛け、釣りをするために錨泊していたところ、A船と衝突して右舷側に転覆した。 船長Bは、左舷船首方100～200m付近からB船に向かって来るA船を認めたが、A船が近くまで接近したら針路を変えようと思って

	<p>見ていた。</p> <p>船長Bは、A船が針路を変えず、至近に接近して衝突の危険を感じたが、どうすることもできなかった。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、船長Aが、太陽光の海面反射により船首方が眩しい状況下、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、左舷船首方からB船に向かって来るA船を認めたが、A船が近くまで接近したら針路を変えるものと思い、A船の動静を見ていて衝突を避けるための動作をとらなかったことから、A船が針路を変えず、至近に接近して衝突の危険を感じたものの、どうすることもできなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船の船長Aが見張りを適切に行っておらず、また、B船の船長Bが衝突を避けるための動作をとらなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽の海面反射により船首方が眩しく、見えにくい状況に遭遇した場合は、サングラスを使用するなどして航行すること。</li> <li>・ 錨泊中、接近する他船を認めた場合、他船に避航する様子が見られない状況においては、有効な音響信号による注意喚起信号を行うこと。</li> </ul>